①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	１．就学援助制度の周知方法											（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施			２．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容				（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
28	28	28	28	28	25	0	21	13	5	7	13	19	24	0	5	5	3	25	3	23	13	3	0	5	5
岡山県	岡山市	岡山市教育委員会事務局 学校教育部 就学課	086-803-1587	shuugaku@city.okayama.lg.jp	http://www.city.okayama.jp/kyouiku/shuugaku/shuugaku_00004.html		○	○			○	○	○				○		小中学生全員にチラシを配付するだけでなく、市の広報紙やホームページでも周知を行っている。また、申請書の様式をホームページでも掲載しダウンロードして使用できるようにしている。（申請期間のみ）	○	○				
岡山県	倉敷市	倉敷市教育委員会　学事課	086-426-3825	schadm@city.kurashiki.okayama.jp	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/6798.ht		○	○			○	○	○					○		○					
岡山県	津山市	津山市教育委員会学校教育部学校教育課	0868-32-2116	gakkyou@city.tsuyama.lg.jp	http://city.tsuyama.lg.jp/		○	○			○	○	○					○		○	○				
岡山県	玉野市	学校教育課	0863-32-5575	gakkoukyouiku@city.tamano.lg.jp	https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/33/1112.html		○	○		○	○	○	○				○			○					
岡山県	笠岡市	笠岡市教育委員会　学校教育課	0865-69-2152	gakkoukyouiku@city.kasaoka.okayama.jp	http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/37/		○	○	○				○					○		○	○				
岡山県	井原市	教育委員会　学校教育課	0866-62-9532	gkyoiku@city.ibara.lg.jp	http://www.city.ibara.okayama.jp/		○					○	○					○		○					
岡山県	総社市	総社市教育委員会　教育部　教育総務課	0866-92-8353	ed-soumu@city.soja.okayama.jp	http://www.city.soja.okayama.jp		○			○		○	○					○			○			○	ウェブサイトに申請書を掲載
岡山県	高梁市	高梁市教育委員会学校教育課	0866-21-1508	gakkokyoiku@city.takahashi.lg.jp	https://www.city.takahashi.lg.jp/		○		○				○					○	・児童扶養手当該当者等には担当課から支援について案内を行っている。	○	○				
岡山県	新見市	新見市教育委員会　学校教育課	0867-72-6146	g-kyouiku@city.niimi.lg.jp	http://www.city.niimi.okayama.jp		○	○				○	○					○	市の広報誌による全家庭に対する就学援助制度の周知。また学校において保護者懇談等での制度の周知を実施。	○	○				
岡山県	備前市	教育振興課	0869-64-1802	bzkyoiku@city.bizen.lg.jp	http://www.city.bizen.okayama.jp/busyo/kyouiku/shomu/kyouikusoumu.html		○	○		○	○	○						○						○	教育委員会が作成した制度案内及び申請書を各学校に配布し、全児童生徒に配布
岡山県	瀬戸内市	瀬戸内市教育委員会総務学務課	0869-34-5640	kyouiku@city.setouchi.lg.jp	http://www.city.setouchi.lg.jp/kurashi/soshiki/kyoikuiinkai/somugakumuka/seido_tetuzuki/index.html		○	○				○	○		○	就学時健康診断の案内に就学援助制度の書類を同封		○		○	○			○	公民館から希望者に申請書を配布
岡山県	赤磐市	教育委員会教育総務課	086-955-6807	kyoikusoumu@city.akaiwa.lg.jp	https://www.city.akaiwa.lg.jp/kosodate/kyouiku/5088.html		○	○	○		○	○	○				○					○		○	市ホームページからダウンロード
岡山県	真庭市	真庭市教育委員会　教育総務課	0867-42-1085	kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp	http://www.city.maniwa.lg.jp		○	○				○	○		○	学校事務担当者向けに説明会を開催		○		○					
岡山県	美作市	美作市教育委員会教育総務課	0868-72-2900	kyoiku@city.mimasaka.lg.jp	http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/kyouiku/soumu/syuugakuennzyo.html		○			○	○	○	○					○		○					
岡山県	浅口市	教育委員会事務局学校教育課	0865-44-7012	gakkokyoiku@city.asakuchi.lg.jp	http://www.city.asakuchi.lg.jp/kurashi/kyoiku/enjo.html		○	○			○		○					○		○					
岡山県	和気町	教育委員会　教育総務課	0869-88-1157	kyoikusomu@town.wake.lg.jp	https://www.town.wake.lg.jp/										○	毎年度５月末、学校で全児童生徒の保護者へ就学援助制度（申請書等）の書類を配付		○				○			
岡山県	早島町	教育委員会学校教育課	086-483-2211	gakko@town.hayashima.lg.jp	http://www.town.hayashima.lg.jp/		○			○		○	○					○		○	○				
岡山県	里庄町	教育委員会事務局	0865-64-7212	kyouiku@town.satosho.lg.jp	http://www.town.satosho.okayama.jp		○					○	○					○		○	○				
岡山県	矢掛町	教育委員会教育課	0866-82-2100	yakage-boe@town.yakage.lg.jp	http://www.town.yakage.lg.jp/kyouiku/gakkyou2.htm		○	○			○	○	○					○		○					
岡山県	新庄村	新庄村教育委員会	0867-56-3178	kyouiku2@vill.shinjo.lg.jp	http://www.vill.shinjo.okayama.jp										○	小中学校の管理職、事務職員ともに制度について熟知している。また当村は小規模自治体であるため、住民と学校、教育委員会の関係性は密で、対象者にはきめ細かな配慮を心がけている。よって特段の周知はしていない。		○		○	○				
岡山県	鏡野町	鏡野町教育委員会　学校教育課	0868-54-2800	kyouiku-g@town.kagamino.lg.jp	http://www.town.kagamino.lg.jp/					○	○							○		○					
岡山県	勝央町	勝央町教育委員会	0868-38-1752	gakuji@town.shoo.okayama.jp							○	○	○					○		○	○				
岡山県	奈義町	奈義町教育委員会学事課	0868-36-4195	kyouiku@town.nagi.lg.jp						○			○					○		○					
岡山県	西粟倉村	西粟倉村教育委員会	0868-79-2216	n-kyouiku@vill.nishiawakura.lg.jp								○	○					○		○					
岡山県	久米南町	教育課	086-728-2711	kyouiku@town.kumenan.lg.jp	http://www.town.kumenan.okayama.jp						○		○					○				○			
岡山県	美咲町	美咲町教育委員会　教育総務課	0868-66-2873	kyouiku@town.okayama-misaki.lg.jp	https://www.town.misaki.okayama.jp/		○				○	○	○		○	前年度認定者に対して申請書を送付		○		○	○			○	前年度認定者に対して申請書を送付
岡山県	吉備中央町	吉備中央町教育委員会	0866-56-9191	kyouiku@town.kibichuo.lg.jp	https://wwww.town.kibichuo.lg.jp		○		○			○	○					○		○					
岡山県	笠岡市矢掛町中学校組合	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会	0865-69-2152	gakkoukyouiku@city.kasaoka.okayama.jp	http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/37/		○	○	○				○					○		○	○				

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合			（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が乏しい者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍	（４）テの内容	（５）補足事項		
28	28	27	27	26	25	24	28	8	5	12	13	8	4	8	16	4	5	13	0	7	22	0	7	2		
岡山県	岡山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3		世帯に障害者（児）がいる、医療費に多額の出費がある、失業又は転職、倒産による収入減、火災、水害、震災による生活困窮、その他特別な事情による生活困窮がある場合。		20%未満	20%未満
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3			基準根拠：給与収入（税引き前）	15%未満	15%未満
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○			○	1.5		市民税の課税額が均等割以下の者		15%未満	15%未満
岡山県	玉野市	○	○	○			○										○				1.3			住居形態が借家1.3、持ち家1.5の倍率とする。	20%未満	20%未満
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○											○			1.5				20%未満	20%未満
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○											○			1.3				15%未満	15%未満
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			独自基準による（世帯員の年齢，人数，教育加算（小学生・中学生）により算出）		20%未満	20%未満
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○									○					1.5				15%未満	15%未満
岡山県	新見市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.5				15%未満	20%未満
岡山県	備前市						○											○		○	1.25		その他特別な自由があり、教育委員会が認める場合		15%未満	20%未満
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.2				20%未満	20%未満
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	15%未満
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○											○			1.5				15%未満	15%未満
岡山県	美作市	○	○	○	○	○	○								○			○			1.5				25%未満	20%未満
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				10%未満	10%未満
岡山県	和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○			1.3				15%未満	15%未満
岡山県	早島町	○	○	○	○		○			○					○			○			1.2				20%未満	20%未満
岡山県	里庄町	○	○				○											○			1.5				10%未満	10%未満
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○													○			その他経済的な理由によって，児童・生徒が就学困難となる特別な事情があること（民生委員の所見等により，援助が必要と認められるもの）		15%未満	15%未満
岡山県	新庄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										0%	0%
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○				○				○										15%未満	15%未満
岡山県	勝央町	○	○	○	○	○	○	○				○		○				○			1.3				15%未満	15%未満
岡山県	奈義町	○	○	○	○	○	○							○	○					○			保護者が病気療養中または、死亡等により生活が困窮している。		5%未満	10%未満
岡山県	西粟倉村	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			その他経済的な理由によって，児童・生徒が就学困難となる特別な事情があること（民生委員の所見等により，援助が必要と認められるもの）		15%未満	20%未満
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○										○				1.3				15%未満	15%未満
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○	○					○		○	○			○			1.3				20%未満	15%未満
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1				10%未満	10%未満
岡山県	笠岡市矢掛町中学校組合	○	○	○	○	○	○											○			1.5				20%未満	25%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 ２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額																																										（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費														
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他						
28	28	0	0	0	5	5	4	22	22	1	0	0	0	4	4	4	24	24	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	17	17	17	1	1	0	21
岡山県	岡山市							○	22,510								○	47,400		○	47,228											○	60,300	55,295				通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費の平均支給額はＨ３０年度実績による。 学校給食費の令和元年度の1食当たりの単価：完全給食１７０円、ミルク給食２３円、ミルク抜き１４７円 平均支給額は約２８，０００円
岡山県	倉敷市							○	22,510								○	57,400		○	0											○	90,450	59,974				支給平均額については，平成30年度実績額を記入
岡山県	津山市							○	22,510								○	57,400														○	80,000	50,599				医療費：平成３０年度支給実績なし 学校給食費：実費額の約８割 支給平均額は、平成３１年度当初予算計上単価
岡山県	玉野市							○	22,510								○	47,400		○	0								○	71,918								体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等　は、支給費目としてない。
岡山県	笠岡市							○	22,510								○	57,400											○	60,000								通学用品費は，第１学年を除く。
岡山県	井原市				○	22,510											○	57,400											○	66,000								修学旅行費・医療費・給食費は平成３１（令和元）年度予算に計上した単価を記入。
岡山県	総社市				○	22,510	14,015							○	57,400	47,400				○	29,041											○	75,000	72,063				H30実績額
岡山県	高梁市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
岡山県	新見市							○	22,320								○	47,400														○	57,290	57,290				医療費：市の公費負担医療制度があるため、保護者は自己負担なし 学校給食費：保護者実費の８５％を実績額で支給
岡山県	備前市							○	22,320								○	47,400		○	0											○	57,590	57,590				通学用品費は、１年生には支給せず２年生以上に支給。通学費と医療費は、他制度を優先しているため支給の見込みはない。修学旅行費、校外活動費、学校給食費は、３１年度の執行見込
岡山県	瀬戸内市							○	22,510								○	57,400		○	0											○	60,300	60,300				通学用品費は１年生支給なし。通学費は、遠距離通学費を全額補助としているため実績なし。 校外活動費及び体育実技用具費の支給平均額は平成30年度の実績額を入力。　医療費は、小児医療費給付制度により自己負担なしのため実績なし。　給食費は、実食数に相当する費用の9割を援助。
岡山県	赤磐市							○	22,510								○	57,400											○	71,000								通学用品費：第１学年支給なし 学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費としてまとめて支給 支給平均額は３１年度予算に計上した単価 医療費・学校病については医療券により保護者負担金を補助するが子ども医療費給付制度を優先
岡山県	真庭市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				支給平均額は全て、平成31(令和元)年予算に計上した単価を入力している。
岡山県	美作市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				・学用品費等：1年生　24,800円/年　　他学年　27,050円/年　（※学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）を一費目として支給している） ・通学用品費は1年生の支給なし。 ・修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）の支給平均額については、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価とする。 ・学校給食費については、次のとおり（回数×単価）を支給している。 回数×240円　（牛乳無し回数×201円　主食無し回数×192円　主食・牛乳無し回数×153円）
岡山県	浅口市							○	22,320								○	47,400														○	62,000	62,000				平成３０年度の実績額 （令和元年度については、年度末までに国の基準に合わせて増額し、差額を支給する予定）
岡山県	和気町							○	22,320								○	47,400											○	81,000								支給平均額は、平成３１（令和元４）年度の予算額
岡山県	早島町									○							○	57,400											○	80,000								●支給平均額には、令和元年度予算計上単価を記入。 ●学用品費・通学用品費については、２項目を合わせて、金額を定めている。 ・１年生は一定額（年額）22,510円、２～３年生は一定額（年額）24,760円。
岡山県	里庄町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																○	60,300	60,300				医療費については実績なし。
岡山県	矢掛町				○	22,510	22,510							○	57,400	29,750																○	60,300	60,300				医療費については，規則により交付対象としているが，小児医療費制度により実績の見込みはない。
岡山県	新庄村							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				国の要保護補助金の予算単価に準じて、予算範囲内で準要保護の単価設定を行っている。
岡山県	鏡野町							○	22,510								○	57,400											○	80,000								
岡山県	勝央町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400													○	69,000								
岡山県	奈義町							○	11,255								○	28,700																	○	28,570		
岡山県	西粟倉村							○	21,700								○	22,900														○	72,000	72,000				
岡山県	久米南町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				
岡山県	美咲町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				
岡山県	吉備中央町							○	22,510								○	57,400											○	51,437								泊なしの校外活動費がかからなかったため
岡山県	笠岡市矢掛町中学校組合							○	22,510								○	57,400											○	60,000								通学用品費は，第１学年を除く。

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）												
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）	（2）　クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）	（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
28	28	1	0	0	1	3	2	23	1	2	1	0	0	0	0	3	0	1	1	4	4	1	2
岡山県	岡山市								○	小中学校で一部で、卒業生から過学用のヘルメット等の用品の寄付があったもの（中古品）の貸し出し等を行っていると聞いているが、それに関する全校的な調査等は実施していない。										○	教科書以外の教材については、小中学校に対し、保護者の過重負担にならないよう「厳選」の徹底を通知しており、また、学年別の使用教材の平均額に関する資料を各小・中学校へ提供している。		
岡山県	倉敷市							○															
岡山県	津山市							○															
岡山県	玉野市							○										○					
岡山県	笠岡市							○															
岡山県	井原市					○	○																
岡山県	総社市							○															
岡山県	高梁市							○															
岡山県	新見市							○															
岡山県	備前市	○			○	○																	
岡山県	瀬戸内市							○															
岡山県	赤磐市							○															
岡山県	真庭市							○															
岡山県	美作市							○												○	・遠距離通学をする生徒（中学生）の保護者に補助金（5,000円/学期）を交付している。 ・ヘルメット購入に対し補助金（上限2,500円）を交付している。（中学１年生）		
岡山県	浅口市							○															
岡山県	和気町							○															
岡山県	早島町							○															
岡山県	里庄町							○			○					○							
岡山県	矢掛町							○								○							
岡山県	新庄村							○		学用品等については、学校のあっせんがなくても、兄弟姉妹や趣味のサークル、ＰＴＡに参加する保護者間で融通し合っている。住民間の関係性が密な当村の特徴でもある。						○			○				平成26年３月に新庄村児童生徒就学援助要項を定めたが、要保護、準要保護ともに認定実績はない。
岡山県	鏡野町							○															
岡山県	勝央町							○												○	通学用自転車購入費の一部助成		就学援助については、認定要件等が市町村で異なり、また運用について市町村に委ねられていることが多く、転校前の市町村では準要保護であったが、転校後は就学援助認定されないケースもあるのでは。
岡山県	奈義町							○															
岡山県	西粟倉村					○																地域の子育て支援施設で児童生徒の制服等のリサイクルや個別に親同士で学用品等のやりとり	
岡山県	久米南町							○												○	小中学校への入学に際し、保護者の負担軽減を図るため、子育て支援金を支給している。 小学校　30,000円、中学校　50,000円		
岡山県	美咲町						○																
岡山県	吉備中央町							○															
岡山県	笠岡市矢掛町中学校組合							○															